

日米地位協定の見直しに関する意見書（案）

東京の多摩地域を中心に、高濃度の有機ふっ素化合物による井戸水の汚染が確認され、住民の不安は高まっている。

横田基地においては、平成５年にジェット燃料が漏出する事故、平成２４年には、過去に使用されていた有機ふっ素化合物を含む泡消火剤が大量に漏出する事故が発生している。

また、都が水質を監視しているモニタリング拠点である横田基地近くの井戸から、平成３０年に高濃度の有機ふっ素化合物が検出され、住民から横田基地への立入調査を求める声が上がっていた。

しかし、日米地位協定により、日本に駐留する米軍には日本の法令が適用されず、国や自治体による立入調査は認められていない。平成２７年に締結された日米地位協定の環境補足協定においては、立入りが認められるのは「環境に影響を及ぼす事故（漏出）が現に発生した場合」とされ、過去に発生した漏出事故等についての立入調査は認められていない。

全国知事会は、国への提案・要望において、日米地位協定を抜本的に見直すことを繰り返し求めており、駐留する米軍に対して、環境基準を定める日本の法令を適用することや事件・事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立入りを保障することについて、明記する必要がある。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、日米地位協定の抜本的な見直しを行うよう強く要請する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和５年３月　　日

東京都議会議長　　三宅　しげき

衆議院議長	}	宛て
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
外務大臣		